

(9) 知的財産本部

① 設置の趣旨（目的）及び組織

知的財産本部は、知的財産の創出、取得、管理及び活用等を行うことを目的として設置されており、本部長及び本部員をもって組織し、本部長は学長が指名した副学長1人、本部員は学長が指名した者5人の計6人により構成されている。

② 運営・活動の状況

平成27年度においては、知的財産本部会議を1回開催し、平成27年度の活動計画について審議した。

知的財産に関する知識を高めることにより本学における知的財産活動を活性化させるため、8月に送付された「知財総合支援窓口（特許等取得活用支援事業）」紹介パンフレットを教職員に周知した。

また、その他知的財産に係る外部講演会等の情報を、教職員に周知した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

知的財産に関する説明会等の情報を提供し、教職員の意識を高めるとともに、特許や著作権等の相談にも対応する体制を整えている。

今後は、広く教員等の知的財産への関心をより高めるため、外部講師等による説明会のほか、グループウェア等のメディアも使った広報を積極的に行い、意識の啓発に努める。